

電話等サービス契約約款【現改比較表】	
～2023年12月31日	2024年1月1日～
目次（略） 第1条～第54条（略） 別記1～13（略） 料金表 通則（略） 第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。） 第1 基本料金 1適用（略） 2料金額 2-1 回線使用料（基本料）（略）	目次（略） 第1条～第54条（略） 別記1～13（略） 料金表 通則（略） 第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。） 第1 基本料金 1適用（略） 2料金額 2-1 回線使用料（基本料）（略）

電話等サービス契約約款【現改比較表】

～2023年12月31日

2024年1月1日～

2-2 付加機能使用料

(1)(2)以外の付加機能に係るもの

区分	単 位	料 金 額	
		臨時以外のもの(月額)	臨時のもの(日額)
地域指定特定番号着 言機能 (ナビダイヤル) 基本機能 (略)	(略)	(略)	(略)
追加機能	(略)	(略)	(略)
料金指定機能	ナビダイヤル通話に関する料金のうち、そのナビダイヤル通話の発信に係る利用回線、携帯利用回線及び固定端末系伝送路設備に係る電話等利用契約者がその利用回線、携帯利用回線及び固定端末系伝送路設備からこの機能を利用する契約者があらかじめ指定する通話地域間距離の通話又は単位通話時間を行ったとみなした場合に適用される通話に関する料金の額と同額については、その支払いを要する者を発信に係る利用回線の電話等利用契約者としてその電話等利用契約者に課金し、そのナビダイヤル通話に関する料金から発信に係る利用回線の電話等利用契約者が支払うこととなる通話に関する料金を差し引いて残額があるときは、その残額について、その支払いを要する者をこの機能を利用する契約回線の契約者としてその契約者に課金する機能	加算額 (1 特 定着信 番号ご とに)	3,000円 (3,300円) 300円 (330円)

2-2 付加機能使用料

(1)(2)以外の付加機能に係るもの

区分	単 位	料 金 額	
		臨時以外のもの(月額)	臨時のもの(日額)
地域指定特定番号着 言機能 (ナビダイヤル) 基本機能 (略)	(略)	(略)	(略)
追加機能	(略)	(略)	(略)

電話等サービス契約約款【現改比較表】

～2023年12月31日

2024年1月1日～

		<p>迂回時差額負担機能</p> <p>接続先変更機能（受付先変更）又は話中時迂回接続機能を利用して接続されたナビダイヤル通話に関する料金のうち、その通話の発信に係る利用回線又は固定端末系伝送路設備に係る電話等利用契約者がその利用回線又は固定端末系伝送路設備からこの機能を利用する契約回線までの通話を行ったとみなした場合に適用される通話に関する料金の額と同額については、その支払いを要する者を発信に係る利用回線の電話等利用契約者としてその電話等利用契約者に課金し、そのナビダイヤル通話に関する料金から発信に係る利用回線の電話等利用契約者が支払うこととなる通話に関する料金を差し引いて残額があるときは、その残額について、その支払いを要する者をこの機能を利用する契約回線の契約者としてその契約者に課金する機能</p>	<p>加算額 （1 特定着信番号ごとに）</p>	<p>3,000円 (3,300円)</p>	<p>300円 (330円)</p>			
		<p>条件付着信課金機能</p> <p>接続先変更機能（受付先変更）又は話中時迂回接続機能を利用して接続されたナビダイヤル通話に関する料金について、その支払いを要する者をこの機能を利用する契約回線の契約者としてその契約者に課金する機能</p>	<p>加算額 （1 特定着信番号ごとに）</p>	<p>3,000円 (3,300円)</p>	<p>300円 (330円)</p>			
		<p>全国一律課金機能</p> <p>この機能を利用するIP通信網サービス利用回線に着信するナビダイヤル通話について、距離段階によらない料金をそのナビダイヤル通話の発信に係る利用回線の電話利用契約者へ課金する機能</p>	<p>1 特定着信番号ごとに</p>	<p>＝</p>	<p>＝</p>			
<p>備考</p>	<p>1～7 （略）</p> <p>8 料金指定機能又は迂回時差額負担機能において、ナビダイヤル通話の発信に係る利用回線の電話等利用契約者が支払うこととなる料金がそのナビダイヤル通話に関する料金の額を上回る場合は、そのナビダイヤル通話の発信に係る利用回線の電話等利用契約者が支払うこととなる通話に関する料金は、そのナビダイヤル通話に関する料金とします。</p> <p>9 当社は、迂回時差額負担機能提供の申出があったときは、その契約回線が接続先変更機能（受付先変更）又は広域迂回接続機能を利用している場合に限り提供します。</p> <p>10～14 （略）</p> <p>15 全国一律課金機能には次の種類があります。 (1) タイプ1 タイプ2以外のもの。この場合、物理番号着信拒否機能を同時に利用するものとします。</p>							<p>備考</p> <p>1～7 （略）</p> <p>8 削除</p> <p>9 削除</p> <p>10～14 （略）</p> <p>15 削除</p>

電話等サービス契約約款【現改比較表】

～2023年12月31日

2024年1月1日～

	<p>(2) タイプ2 当社が別に定める全ての場所にこの機能を利用するIP通信網サービス利用回線が存在し、これらのIP通信網サービス利用回線毎に接続するものとします。</p> <p>16～17 (略)</p> <p>18 迂回時差額負担機能は、16の規定のうち別記10の2に係る携帯電話設備及び衛星自動車携帯電話からのナビダイヤル通話、IP電話設備（電気通信番号規則第10条第1項第2号に定める電気通信番号を利用するものに限ります。）、公衆電話設備若しくは加入電話等設備（特定協定事業者が提供する硬貨収納等信号送出機能を利用している場合に限り利用できます。）からのナビダイヤル通話には、利用できません。</p> <p>19 条件付着信課金機能は、16の規定のうち別記10に係る加入電話等契約に限り利用できます。</p> <p>20 削除</p> <p>21 全国一律課金機能は、この機能を利用する契約者がIP通信網サービス利用回線（第6種シェアードIP-PBXサービスに係るものに限ります。）を利用している場合に限り提供します。</p> <p>22 料金指定機能、迂回時差額負担機能及び条件付着信課金機能は、全国一律課金機能を利用している契約回線へのナビダイヤル通話には、利用できません。</p> <p>23 (略)</p> <p>24 条件付着信課金機能を利用している契約回線の契約者は、高度振り分け機能、待ち合わせ接続機能、迷惑電話お断り機能、接続先情報通知機能及び迂回時差額負担機能を利用することはできません。</p> <p>25～36 (略)</p> <p>37 この機能を利用する契約回線が、IP通信網サービス利用回線（当社に係わるものであって電気通信番号規則第10条第1項第2号に定める電気通信番号を利用するものに限ります。）である場合は、料金指定機能、迂回時差額負担機能、条件付着信課金機能、オリジナルガイダンス機能（ガイダンスの一部を変更する機能のものに限る）、独自ガイダンス作成機能、全国一律課金機能を利用することは出来ません。</p> <p>38 (略)</p> <p>39 料金指定機能は、16の規定のうちIP電話設備（電気通信番号規則第10条第1項第2号に定める電気通信番号を利用するものに限ります。）、公衆電話設備、加入電話等設備（特定協定事業者が提供する硬貨収納等信号送出機能を利用している場合に限り利用できます。）から行うナビダイヤル通話には、利用できません。</p> <p>40～47 (略)</p> <p>48 料金指定機能を利用している契約回線の契約者は、迂回時差額負担機能及び条件付着信課金機能を利用することはできません。</p> <p>49～51 (略)</p> <p>(注1)～(注5) (略)</p> <p>(注6) 15の(2)に規定する当社が別に定める場所は次に掲げるものとします。 東京都、札幌市、仙台市、横浜市、川崎市、千葉市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市</p> <p>(注7)～(注15) 略</p>																														
					16～17 (略)	18 削除		19 削除		20 削除	21 削除		22 削除		23 (略)	24 削除		25～36 (略)	37 削除		38 (略)	39 削除		40～47 (略)	48 削除		49～51 (略)	(注1)～(注5) (略)	(注6) 削除		(注7)～(注15) 略

(2) 国際通話に係るもの (略)
2-3 (略)

第2 通話に関する料金
1 適用

区 分	内 容										
(1) 料金設定通話	<p>ア 国内通話に係る料金設定通話は、次のとおりとし、他社通話に伴って行われる料金設定通話に関する料金は、当社の提供区間と協定事業者の提供区間（その料金設定通話が無線呼出し設備若しくは陸上移動無線データ通信設備に係る他社通話に伴って行われる通話の場合、列車公衆通話の場合は、特定協定事業者の提供区間に限ります。）とを合わせて当社が設定します。</p> <p>(ア) 次に定める一般通話及びフリーダイヤル通話</p> <p>① 別記1(1)、(2)、(3)又は(4)に規定する提供区間に係る通話のうち、加入電話等設備、公衆電話設備又は陸上移動無線データ設備からの通話</p> <p>② 削除</p> <p>③ 契約者指定番号発信サービスに係る通話</p> <p>④ 当社の付加機能を利用して行う通話</p> <p>以下 (略)</p>										
(2) 単位料金区域の設定	略										
(3) 区域内通話、隣接区域内通話及び区域外通話の適用等	<p>ア 国内通話には、次の種類があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 一般通話</td> <td>3 及び 4 以外の通話</td> </tr> <tr> <td>2 削除</td> <td>削除</td> </tr> <tr> <td>3 ユーザ間情報通知</td> <td>利用回線から利用回線等への通信（当社が別に定める通信に限ります。）を行う際に、制御信号を利用して行われるもの</td> </tr> <tr> <td>4 フリーダイヤル通話</td> <td>地域指定着信課金機能（フリーダイヤル）に伴う通話</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	種 類	内 容	1 一般通話	3 及び 4 以外の通話	2 削除	削除	3 ユーザ間情報通知	利用回線から利用回線等への通信（当社が別に定める通信に限ります。）を行う際に、制御信号を利用して行われるもの	4 フリーダイヤル通話	地域指定着信課金機能（フリーダイヤル）に伴う通話
種 類	内 容										
1 一般通話	3 及び 4 以外の通話										
2 削除	削除										
3 ユーザ間情報通知	利用回線から利用回線等への通信（当社が別に定める通信に限ります。）を行う際に、制御信号を利用して行われるもの										
4 フリーダイヤル通話	地域指定着信課金機能（フリーダイヤル）に伴う通話										
(3)～(13)	(略)										

(2) 国際通話に係るもの (略)
2-3 (略)

第2 通話に関する料金
1 適用

区 分	内 容												
(1) 料金設定通話	<p>ア 国内通話に係る料金設定通話は、次のとおりとし、他社通話に伴って行われる料金設定通話に関する料金は、当社の提供区間と協定事業者の提供区間（その料金設定通話が無線呼出し設備若しくは陸上移動無線データ通信設備に係る他社通話に伴って行われる通話の場合、列車公衆通話の場合は、特定協定事業者の提供区間に限ります。）とを合わせて当社が設定します。</p> <p>(ア) 次に定める一般通話、フリーダイヤル通話及びナビダイヤル通話</p> <p>① 別記1(1)、(2)、(3)又は(4)に規定する提供区間に係る通話のうち、加入電話等設備、公衆電話設備又は陸上移動無線データ設備からの通話</p> <p>② 削除</p> <p>③ 契約者指定番号発信サービスに係る通話</p> <p>④ 当社の付加機能を利用して行う通話</p> <p>以下 (略)</p>												
(2) 単位料金区域の設定	略												
(3) 区域内通話、隣接区域内通話及び区域外通話の適用等	<p>ア 国内通話には、次の種類があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 一般通話</td> <td>3、4 及び 5 以外の通話</td> </tr> <tr> <td>2 削除</td> <td>削除</td> </tr> <tr> <td>3 ユーザ間情報通知</td> <td>利用回線から利用回線等への通信（当社が別に定める通信に限ります。）を行う際に、制御信号を利用して行われるもの</td> </tr> <tr> <td>4 フリーダイヤル通話</td> <td>地域指定着信課金機能（フリーダイヤル）に伴う通話</td> </tr> <tr> <td>5 ナビダイヤル通話</td> <td>地域指定特定番号着信機能（ナビダイヤル）に伴う通話</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	種 類	内 容	1 一般通話	3 、 4 及び 5 以外の通話	2 削除	削除	3 ユーザ間情報通知	利用回線から利用回線等への通信（当社が別に定める通信に限ります。）を行う際に、制御信号を利用して行われるもの	4 フリーダイヤル通話	地域指定着信課金機能（フリーダイヤル）に伴う通話	5 ナビダイヤル通話	地域指定特定番号着信機能（ナビダイヤル）に伴う通話
種 類	内 容												
1 一般通話	3 、 4 及び 5 以外の通話												
2 削除	削除												
3 ユーザ間情報通知	利用回線から利用回線等への通信（当社が別に定める通信に限ります。）を行う際に、制御信号を利用して行われるもの												
4 フリーダイヤル通話	地域指定着信課金機能（フリーダイヤル）に伴う通話												
5 ナビダイヤル通話	地域指定特定番号着信機能（ナビダイヤル）に伴う通話												
(3)～(13)	(略)												

電話等サービス契約約款【現改比較表】

～2023年12月31日		2024年1月1日～	
<p>(14) 地域指定特定番号着信機能を利用して行う通話に関する料金の適用</p>	<p>第1の2（料金額）に規定する地域指定特定番号着信機能を利用して行う通話のうち、全国一律課金機能を利用して行う通話に関する料金については、2（料金額）の規定にかかわらず、次のとおり取り扱います。</p> <p><u>ア タイプ1</u></p> <p>(1) 利用回線、固定端末系伝送路設備及び他社直加入電話等設備並びにIP電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第9条第1号に定める電気通信番号を利用するものに限ります。）からのナビダイヤル通話に関する料金額は、距離段階及び時間帯にかかわらず60秒までごとに10円（11円）とします。</p> <p>(2) (1)以外のナビダイヤル通話に関する料金額は2（料金額）の規定によるものとします。</p> <p><u>イ タイプ2</u></p> <p>(1) 利用回線からのナビダイヤル通話に関する料金額は、距離段階にかかわらず次のとおりとします。</p> <p>①昼間・夜間 180秒までごとに8.5円（9.35円）</p> <p>②深夜・早朝 240秒までごとに8.5円（9.35円）</p> <p>(2) (1)以外のナビダイヤル通話に関する料金額は2（料金額）の規定によるものとします。</p>	<p>(14) 削除</p>	<p>削除</p>
<p>以下（略）</p>	<p>以下（略）</p>	<p>以下（略）</p>	<p>以下（略）</p>

電話等サービス契約約款【現改比較表】

～2023年12月31日

2024年1月1日～

2 料金額

2-1 国内通話に係るもの

2-1-1 一般通話に係るもの

(1) (2) 及び(3)以外のもの

ア イ、ウ、エ及びオ以外のもの

(ア) (イ)、(ウ)以外のもの

① ②以外のもの

料金種別		料 金 額			
		ダイヤル通話			
一般通話料		次の分数又は秒数までごとに10円(11円)			
隣接区域内通話		昼間、夜間		深夜・早朝	
		90秒		2分	
区 域 外 通 話	通話地域間 距離				
	20kmまで	90秒		2分	
	30 "	1分		75秒	
	40 "	昼 間	夜 間	75秒	
		土曜日・日曜日・ 祝日			
	60 "	45秒	1分	1分	
	80 "	30秒	45秒	45秒	60秒
	100 "				
	120 "	22.5秒	26秒	26秒	45秒
	160 "				
240 "					
320 "					
320 km を超えるもの					

備考 この表に規定する料金は、②、(イ)、(ウ)、イ、エ並びにオ及び(2)、(3)に規定するものを除き、次の場合に適用します。

(1) 加入電話等設備からの一般通話

(2) 削除

(3) 加入電話等設備、他社直収電話等設備、固定端末系伝送路設備又はIP電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第9条第1号に定める電気通信番号を利用するものに限り、）からのナビダイヤル通話

2 料金額

2-1 国内通話に係るもの

2-1-1 一般通話に係るもの

(1) (2) 及び(3)以外のもの

ア イ、ウ、エ及びオ以外のもの

(ア) (イ)、(ウ)以外のもの

① ②以外のもの

料金種別		料 金 額			
		ダイヤル通話			
一般通話料		次の分数又は秒数までごとに10円(11円)			
隣接区域内通話		昼間、夜間		深夜・早朝	
		90秒		2分	
区 域 外 通 話	通話地域間 距離				
	20kmまで	90秒		2分	
	30 "	1分		75秒	
	40 "	昼 間	夜 間	75秒	
		土曜日・日曜日・ 祝日			
	60 "	45秒	1分	1分	
	80 "	30秒	45秒	45秒	60秒
	100 "				
	120 "	22.5秒	26秒	26秒	45秒
	160 "				
240 "					
320 "					
320 km を超えるもの					

備考 この表に規定する料金は、②、(イ)、(ウ)、イ、エ並びにオ及び(2)、(3)に規定するものを除き、次の場合に適用します。

(1) 加入電話等設備からの一般通話

(2) 削除

(3) 削除

電話等サービス契約約款【現改比較表】

～2023年12月31日

2024年1月1日～

② 同一の都道府県の区域に終始するもの

料金種別		料 金 額			
		ダイヤル通話			
一般通話料		次の分数又は秒数までごとに区域内通話については8.5円(9.35円)、それ以外については10円(11円)			
区域内通話		昼間、夜間		深夜・早朝	
		3分		4分	
隣接区域内通話		90秒		2分	
区 域 外 通 話	通話地域間 距離				
	20kmまで	90秒			2分
	30 "	昼 間		夜 間	90秒
		土曜日・日曜日・祝日			
		60 "	60秒	75秒	
	40 "				
	60 "				
	80 "				
	100 "				
	120 "				
160 "	45秒	60秒	60秒	90秒	
240 "					
320 "					
320 km を 超えるもの					

備考 この表に規定する料金は、(イ)、(ウ)、イ、エ並びにオ及び(2)、(3)規定するものを除き、次の場合に適用します。

- (1) 加入電話等設備からの一般通話
- (2) 削除
- (3) [加入電話等設備、他社直収電話等設備、固定端末系伝送路設備又はIP電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第9条第1号に定める電気通信番号を利用するものに限り、）からのナビダイヤル通話](#)

(イ) 削除

(ウ) [IP電話設備に係るもの](#)

① 削除

② [IP電話設備へのナビダイヤル通話](#)

料 金 種 別	料 金 額 (ダイヤル通話)		
一般通話料	次の秒数までごとに10円(11円)		
	昼 間	夜 間	深夜・早朝

② 同一の都道府県の区域に終始するもの

料金種別		料 金 額			
		ダイヤル通話			
一般通話料		次の分数又は秒数までごとに区域内通話については8.5円(9.35円)、それ以外については10円(11円)			
区域内通話		昼間、夜間		深夜・早朝	
		3分		4分	
隣接区域内通話		90秒		2分	
区 域 外 通 話	通話地域間 距離				
	20kmまで	90秒			2分
	30 "	昼 間		夜 間	90秒
		土曜日・日曜日・祝日			
		60 "	60秒	75秒	
	40 "				
	60 "				
	80 "				
	100 "				
	120 "				
160 "	45秒	60秒	60秒	90秒	
240 "					
320 "					
320 km を 超えるもの					

備考 この表に規定する料金は、(イ)、(ウ)、イ、エ並びにオ及び(2)、(3)規定するものを除き、次の場合に適用します。

- (1) 加入電話等設備からの一般通話
- (2) 削除
- (3) [削除](#)

(イ) 削除

(ウ) [削除](#)

電話等サービス契約約款【現改比較表】

～2023年12月31日

2024年1月1日～

		土曜日・日曜日・祝日		
	60秒	60秒	60秒	60秒

備考 この表に規定する料金は、加入電話等設備、他社直収電話等設備、IP電話設備（当社に係わるものであって電気通信番号規則第9条第1号に定める電気通信番号を利用するものに限ります。）からの行ったIP電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号を利用するものに限ります。）へのナビダイヤル通話に適用します。

③ 削除

④ 削除

イ 携帯電話設備に係る他社通話に伴って行われる通話に係るもの

(ア) (イ)以外のもの

① 加入電話等設備及び他社直収電話等設備に係るもの

A B、C、D以外のもの

料金種別	料 金 額（ダイヤル通話）			
一般通話料	次の秒数までごとに16.5円(18.15円)			
	昼 間	夜 間	深夜・早朝	
		土曜日・日曜日・祝日		
	60秒	60秒	60秒	60秒

備考 この表に規定する料金は、加入電話設備から携帯電話設備へ当社の事業者識別番号を付加して発信した通話に適用します。

B 削除

C 加入電話等設備へのナビダイヤル通話

料金種別	料 金 額（ダイヤル通話）			
一般通話料	次の秒数までごとに10円(11円)			
	昼 間	夜 間	深夜・早朝	
		土曜日・日曜日・祝日		
	20秒	22.5秒	22.5秒	25秒

備考 この表に規定する料金は(イ)の①に規定するものを除き、携帯電話設備から加入電話等設備へのナビダイヤル通話に適用します。

D 削除

② 削除

③ IP電話設備に係るもの

A 削除

B IP電話設備へのナビダイヤル通話

料金種別	料 金 額（ダイヤル通話）		
一般通話料	次の秒数までごとに10円(11円)		
	昼 間	夜 間	深夜・早朝

イ 携帯電話設備に係る他社通話に伴って行われる通話に係るもの

(ア) (イ)以外のもの

① 加入電話等設備及び他社直収電話等設備に係るもの

料金種別	料 金 額（ダイヤル通話）			
一般通話料	次の秒数までごとに16.5円(18.15円)			
	昼 間	夜 間	深夜・早朝	
		土曜日・日曜日・祝日		
	60秒	60秒	60秒	60秒

備考 この表に規定する料金は、加入電話設備から携帯電話設備へ当社の事業者識別番号を付加して発信した通話に適用します。

② 削除

③ 削除

電話等サービス契約約款【現改比較表】

～2023年12月31日

2024年1月1日～

		土曜日・日曜日・祝日		
	20秒	22.5秒	22.5秒	25秒

備考 この表に規定する料金は、携帯電話設備からIP電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第9条第1号に定める電気通信番号を利用するものに限ります。)へのナビダイヤル通話に適用します。

料金種別	料 金 額 (ダイヤル通話)			
一般通話料	次の秒数までごとに10円(11円)			
	昼 間	夜 間	深夜・早朝	
	土曜日・日曜日・祝日			
	20秒	20秒	20秒	20秒

備考 この表に規定する料金は、携帯電話設備からIP電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に定める電気通信番号を利用するものに限ります。)へのナビダイヤル通話に適用します。

C 削除

(イ) 当社が別に定める協定事業者の契約約款に定める衛星自動車携帯電話又は船舶電話若しくはそれに相当する電話に係るもの
① 加入電話等設備及び他社直収電話等設備に係るもの

(イ) 削除

料金種別	料 金 額 (ダイヤル通話)			
一般通話料	次の秒数までごとに10円(11円)			
	昼 間	夜 間	深夜・早朝	
	土曜日・日曜日・祝日			
	4.5秒	8秒	8秒	10秒

備考 この表に規定する料金は、次の場合に適用します。
(1) 削除
(2) 削除
(3) 当社が別に定める協定事業者の契約約款に定める衛星自動車携帯電話若しくはそれに相当する電話から加入電話等設備へのナビダイヤル通話

② 削除

③ IP電話設備に係るもの

A IP電話設備へのフリーダイヤル通話

料金種別	料 金 額 (ダイヤル通話)			
一般通話料	次の秒数までごとに9円(9.9円)			
	昼 間	夜 間	深夜・早朝	
	土曜日・日曜日・祝日			
	4.5秒	8秒	8秒	10秒

電話等サービス契約約款【現改比較表】

～2023年12月31日

2024年1月1日～

備考 この表に規定する料金は、当社が別に定める協定事業者の契約約款に定める衛星自動車携帯電話又は船舶電話若しくはそれに相当する電話からIP電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第9条第1号に定める電気通信番号を利用するものに限ります。)へのフリーダイヤル通話に適用します。

料金種別	料 金 額 (ダイヤル通話)			
一般通話料	次の秒数までごとに16.0円(17.6円)			
	昼 間		夜 間	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日			
	60秒	60秒	60秒	60秒

備考 この表に規定する料金は、当社が別に定める協定事業者の契約約款に定める衛星自動車携帯電話又は船舶電話若しくはそれに相当する電話からIP電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に定める電気通信番号を利用するものに限ります。)へのフリーダイヤル通話に適用します。

B IP電話設備へのナビダイヤル通話

料金種別	料 金 額 (ダイヤル通話)			
一般通話料	次の秒数までごとに10円(11円)			
	昼 間		夜 間	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日			
	4.5秒	8秒	8秒	10秒

備考 この表に規定する料金は、当社が別に定める協定事業者の契約約款に定める衛星自動車携帯電話又は船舶電話若しくはそれに相当する電話からIP電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第9条第1号に定める電気通信番号を利用するものに限ります。)へのナビダイヤル通話に適用します。

料金種別	料 金 額 (ダイヤル通話)			
一般通話料	次の秒数までごとに10円(11円)			
	昼 間		夜 間	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日			
	20秒	20秒	20秒	20秒

備考 この表に規定する料金は、当社が別に定める協定事業者の契約約款に定める衛星自動車携帯電話又は船舶電話若しくはそれに相当する電話からIP電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に定める電気通信番号を利用するものに限ります。)へのナビダイヤル通話に適用します。

C 削除
ウ 削除

ウ 削除

電話等サービス契約約款【現改比較表】

～2023年12月31日

2024年1月1日～

エ IP通話に係るもの

(ア) 削除

(イ) 当社の付加機能を利用して行う通話に係るもの

① 加入電話等設備及び他社直収電話等設備に係るもの

A 削除

B 加入電話等設備及び他社直収電話等設備へのナビダイヤル通話

料 金 種 別	料 金 額 (ダイヤル通話料)			
一般通話料	次の秒数までごとに8.0円(8.8円)			
	昼 間	夜 間	深夜・早朝	
		土曜日・日曜日・祝日		
	180秒	180秒	180秒	180秒

備考 この表に規定する料金は、IP電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。)から行った加入電話等設備及び他社直収電話等設備へのナビダイヤル通話に適用します。

② 削除

エ 削除

電話等サービス契約約款【現改比較表】

～2023年12月31日

2024年1月1日～

③ IP電話設備に係るもの

A 削除

B IP電話設備へのナビダイヤル通話

料金種別	料 金 額 (ダイヤル通話料)			
一般通話料	次の秒数までごとに8.0円(8.8円)			
	昼 間		夜 間	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日			
	180秒	180秒	180秒	180秒

備考 この表に規定する料金は、IP電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限り)から行ったIP電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第9条第1号に規定する電気通信番号および電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限り)へのナビダイヤル通話に適用します。

C 削除

オ (略)

(2) 公衆電話設備からの一般通話(デジタル通信モードを除きます。)に係るもの

ア その料金の支払いを要する者が公衆電話設備の利用者となる通話に係るもの

(ア) (イ)及び(ウ)以外のもの

料金種別	料 金 額				
	ダイヤル通話				
一般通話料	次の秒数までごとに10円				
区域内通話	昼 間 、 夜 間		深夜・早朝		
	56秒		76秒		
隣接区域内通話	39.5秒		52秒		
区 域	通話地域間距離				
	20kmまで	39.5秒		52秒	
	30 "	26秒		35.5秒	
	40 "	21.5秒		26.5秒	
	60 "	16秒		20秒	
外 通 話	80 "	昼 間	夜 間	17秒	
		土曜日・日曜日・祝日			
	100 "	11.5秒	15.5秒	15.5秒	17秒
	160 "	10秒	15.5秒	15.5秒	17秒
	160kmを超えるもの	8秒	14秒	14秒	15.5秒

オ (略)

(2) 公衆電話設備からの一般通話(デジタル通信モードを除きます。)に係るもの

ア その料金の支払いを要する者が公衆電話設備の利用者となる通話に係るもの

(ア) (イ)及び(ウ)以外のもの

料金種別	料 金 額				
	ダイヤル通話				
一般通話料	次の秒数までごとに10円				
区域内通話	昼 間 、 夜 間		深夜・早朝		
	56秒		76秒		
隣接区域内通話	39.5秒		52秒		
区 域	通話地域間距離				
	20kmまで	39.5秒		52秒	
	30 "	26秒		35.5秒	
	40 "	21.5秒		26.5秒	
	60 "	16秒		20秒	
外 通 話	80 "	昼 間	夜 間	17秒	
		土曜日・日曜日・祝日			
	100 "	11.5秒	15.5秒	15.5秒	17秒
	160 "	10秒	15.5秒	15.5秒	17秒
	160kmを超えるもの	8秒	14秒	14秒	15.5秒

電話等サービス契約約款【現改比較表】

～2023年12月31日

2024年1月1日～

備考
 1 この表に規定する料金は、公衆電話設備に係る一般通話であって、(イ)及び(3)以外のものに適用します。
 2 区域内通話に係る通話料は、当社の付加機能を利用して行う通話が対象となります。

料金種別	料 金 額 (ダイヤル通話)			
一般通話料	次の秒数までごとに10円			
	昼 間	夜 間	深夜・早朝	
		土曜日・日曜日・祝日		
	40秒	40秒	40秒	40秒

備考 この表に規定する料金は、公衆電話設備からIP電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に定める電気通信番号を利用するものに限ります。)へのナビダイヤル通話に適用します。

- (イ) 削除
- (ウ) 無線呼出し設備(電気通信番号規則第9条第5号に規定する無線呼出しの役務に係るものに限ります。)に係る他社通話に伴って行われる通話に係るもの

料金種別	料 金 額 (ダイヤル通話)		
一般通話料	次の秒数までごとに5円		
区域外通話	隣接区域内通話	12.5秒	
	通話地域間距離	60kmまで	12.5秒
		160 "	10秒
		160kmを超えるもの	7.5秒

備考 この表に規定する料金は、公衆電話設備から無線呼出し設備(電気通信番号規則第9条第5号に規定する無線呼出しの役務に係るものに限ります。)に係る協定事業者に係る相互接続点への通話に適用します。

- イ 削除

備考
 1 この表に規定する料金は、公衆電話設備に係る一般通話であって、(3)以外のものに適用します。
 2 削除

- (イ) 削除
- (ウ) 無線呼出し設備(電気通信番号規則第9条第5号に規定する無線呼出しの役務に係るものに限ります。)に係る他社通話に伴って行われる通話に係るもの

料金種別	料 金 額 (ダイヤル通話)		
一般通話料	次の秒数までごとに5円		
区域外通話	隣接区域内通話	12.5秒	
	通話地域間距離	60kmまで	12.5秒
		160 "	10秒
		160kmを超えるもの	7.5秒

備考 この表に規定する料金は、公衆電話設備から無線呼出し設備(電気通信番号規則第9条第5号に規定する無線呼出しの役務に係るものに限ります。)に係る協定事業者に係る相互接続点への通話に適用します。

- イ 削除

電話等サービス契約約款【現改比較表】

～2023年12月31日

2024年1月1日～

(3) デジタル通信モードに係るもの

区 分	料 金 額			
総合デジタル通信設備からの通信に係るもの	その通信を(1)のAの(ア)に規定するダイヤル通話とみなした場合に適用される通話料金の額と同額 ただし、離島に関する通話料金の特例は適用しません。			
加入電話設備からの携帯電話設備への通信に係るもの (当社の事業者識別番号を付与して発信した通信に限ります) (当社の事業者識別番号を付与して発信した通信に限ります。)	加入電話設備から携帯電話設備への通話に係るもの (当社の事業者識別番号を付加して発信した通話に限ります)については、2-1-1の(1)のイの(ア)の①のAの規定に係らず次の秒数ごとに10円(11円)			
	昼 間	夜 間	深夜・早朝	
	土曜日・日曜日・祝日			
	14.5秒	14.5秒	16.5秒	
<u>携帯電話設備から行ったナビダイヤル通話に係るもの</u>	<u>2-1-1の(1)のイの(ア)の①のCの規定に係らず次の秒数ごとに10円(11円)</u>			
	昼 間	夜 間	深夜・早朝	
	土曜日・日曜日・祝日			
	14秒	15秒	15秒	16秒

(3) デジタル通信モードに係るもの

区 分	料 金 額			
総合デジタル通信設備からの通信に係るもの	その通信を(1)のAの(ア)に規定するダイヤル通話とみなした場合に適用される通話料金の額と同額 ただし、離島に関する通話料金の特例は適用しません。			
加入電話設備からの携帯電話設備への通信に係るもの (当社の事業者識別番号を付与して発信した通信に限ります) (当社の事業者識別番号を付与して発信した通信に限ります。)	加入電話設備から携帯電話設備への通話に係るもの (当社の事業者識別番号を付加して発信した通話に限ります)については、2-1-1の(1)のイの(ア)の①のAの規定に係らず次の秒数ごとに10円(11円)			
	昼 間	夜 間	深夜・早朝	
	土曜日・日曜日・祝日			
	14.5秒	14.5秒	16.5秒	

電話等サービス契約約款【現改比較表】

～2023年12月31日

2024年1月1日～

2-1-2 削除

2-1-3 ユーザ間情報通知

区 分	単 位	料 金 額
ユーザ間情報通知	1 制御信号ごとに	0.4円(0.44円)
備考 ユーザ間情報通知により通信できる情報量は、1の制御信号につき最大128オクテットとします。		

2-1-4 フリーダイヤル通話に関わるもの

(1) IP通信網付加機能利用契約に関わるもの

料 金 種 別	料 金 額 (ダイヤル通話料)	
フリーダイヤル通話料	固定電話等設備からの通話	180秒ごとに8円(8.8円)
	携帯電話設備からの通話	60秒ごとに16円(17.6円)
	公衆電話設備からの通話	60秒ごとに27円(29.7円)
備考 この表に規定する料金は、IP電話設備(当社に係るものに限ります。)へのフリーダイヤル通話に適用します。		

(2) (1)以外のもの

(ア) (イ)以外のもの

料 金 種 別	料 金 額 (ダイヤル通話料)	
フリーダイヤル通話料	固定電話等設備からの通話	180秒ごとに8.5円(9.35円)
	携帯電話設備からの通話	20秒ごとに10円(11円)
	公衆電話設備からの通話	60秒ごとに30円(33円)
備考 この表に規定する料金は、加入電話等設備及び他社直収電話等設備へのフリーダイヤル通話に適用します。		

(イ) フリーダイヤルeプランに関わるもの

料 金 種 別	料 金 額 (ダイヤル通話料)	
フリーダイヤル通話料	固定電話等設備からの通話	180秒ごとに8円(8.8円)
	携帯電話設備からの通話	60秒ごとに16円(17.6円)
	公衆電話設備からの通話	60秒ごとに30円(33円)
備考 この表に規定する料金は、他社直収電話等設備(特定協定事業者の設備でかつフリーダイヤルeプランに関わるものに限ります。)へのフリーダイヤル通話に適用します。		

以下(略)

通話料金別表 選択制による通話割引の月極割引

1~48 (略)

[49 回線群を単位とするナビダイヤル通話の契約者課金通話料金の月極割引](#)

2-1-2 削除

2-1-3 ユーザ間情報通知

区 分	単 位	料 金 額
ユーザ間情報通知	1 制御信号ごとに	0.4円(0.44円)
備考 ユーザ間情報通知により通信できる情報量は、1の制御信号につき最大128オクテットとします。		

2-1-4 フリーダイヤル通話に関わるもの

(1) IP通信網付加機能利用契約に関わるもの

料 金 種 別	料 金 額 (ダイヤル通話料)	
フリーダイヤル通話料	固定電話等設備からの通話	180秒ごとに8円(8.8円)
	携帯電話設備からの通話	60秒ごとに16円(17.6円)
	公衆電話設備からの通話	60秒ごとに27円(29.7円)
備考 この表に規定する料金は、IP電話設備(当社に係るものに限ります。)へのフリーダイヤル通話に適用します。		

(2) (1)以外のもの

(ア) (イ)以外のもの

料 金 種 別	料 金 額 (ダイヤル通話料)	
フリーダイヤル通話料	固定電話等設備からの通話	180秒ごとに8.5円(9.35円)
	携帯電話設備からの通話	20秒ごとに10円(11円)
	公衆電話設備からの通話	60秒ごとに30円(33円)
備考 この表に規定する料金は、加入電話等設備及び他社直収電話等設備へのフリーダイヤル通話に適用します。		

(イ) フリーダイヤルeプランに関わるもの

料 金 種 別	料 金 額 (ダイヤル通話料)	
フリーダイヤル通話料	固定電話等設備からの通話	180秒ごとに8円(8.8円)
	携帯電話設備からの通話	60秒ごとに16円(17.6円)
	公衆電話設備からの通話	60秒ごとに30円(33円)
備考 この表に規定する料金は、他社直収電話等設備(特定協定事業者の設備でかつフリーダイヤルeプランに関わるものに限ります。)へのフリーダイヤル通話に適用します。		

[2-1-5 ナビダイヤル通話に関わるもの](#)

料 金 種 別	料 金 額 (ダイヤル通話料)	
ナビダイヤル通話料	固定電話等設備からの通話	180秒ごとに8.5円(9.35円)
	携帯電話設備からの通話	20秒ごとに10円(11円)
	公衆電話設備からの通話	40秒ごとに10円(内税)

以下(略)

通話料金別表 選択制による通話割引の月極割引

1~48 (略)

[49 削除](#)

(ナビダイヤルボリューム割引サービス)

区 分	内 容												
(1) 定義等	<p>ア 「回線群を単位とするナビダイヤル通話の契約者課金通話料金の月極割引」とは、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線、当社のIP通信網サービス契約約款に定める第3種シェアードIP-PBXサービス（電気通信番号規則第9条第1号に定める電気通信番号を利用するものに限ります。）若しくは第4種ドットフォン利用回線（以下当社のIP通信網サービス契約約款に定める第3種シェアードIP-PBXサービス（電気通信番号規則第9条第1号に定める電気通信番号を利用するものに限ります。）若しくは第4種ドットフォン利用回線を「IP通信網サービス利用回線」といいます。）により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係るナビダイヤル通話に関する料金のうち、料金指定機能、迂回時差額負担機能、条件付着信課金機能に関し、その支払いを要する者をこれらの機能を利用する契約回線の契約者としているナビダイヤル通話（以下この表においてナビダイヤル契約者課金通話といいます。）の月間累計額（区域内通話にかかる料金を除きます。）について、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <p style="text-align: center;">1 割引選択回線群ごとに</p> <p>次の(ア)及び(イ)に定める額を合計して得た額を割引額とします。</p> <p>(ア) ナビダイヤル契約者課金通話</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">ナビダイヤル契約者課金通話に関する料金の月間累計額</th> <th style="text-align: center;">割 引 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000円(5,500円)以上 30,000円(33,000円)未満の場合</td> <td>1の割引選択回線群に係るナビダイヤル通話（区域内通話を除きます。）に関する料金の月間累計額に0.25を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>30,000円(33,000円)以上 200,000円(220,000円)未満の場合</td> <td>1の割引選択回線群に係るナビダイヤル通話（区域内通話を除きます。）に関する料金の月間累計額に0.28を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>200,000円(220,000円)以上の場合</td> <td>1の割引選択回線群に係るナビダイヤル通話（区域内通話を除きます。）に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) (ア)の表の割引額の規定にかかわらず、当社のIP通信網サービス利用回線により構成されるナビダイヤル契約者課金通話については、次表に規定する額の割引を行います。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">ナビダイヤル契約者課金通話に関する料金の月間累計額</th> <th style="text-align: center;">割 引 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000円(5,500円)以上 30,000円(33,000円)未</td> <td>1の割引選択回線群に係るナビダイヤル通話（区域内通話</td> </tr> </tbody> </table>	ナビダイヤル契約者課金通話に関する料金の月間累計額	割 引 額	5,000円(5,500円)以上 30,000円(33,000円)未満の場合	1の割引選択回線群に係るナビダイヤル通話（区域内通話を除きます。）に関する料金の月間累計額に0.25を乗じて得た額	30,000円(33,000円)以上 200,000円(220,000円)未満の場合	1の割引選択回線群に係るナビダイヤル通話（区域内通話を除きます。）に関する料金の月間累計額に0.28を乗じて得た額	200,000円(220,000円)以上の場合	1の割引選択回線群に係るナビダイヤル通話（区域内通話を除きます。）に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額	ナビダイヤル契約者課金通話に関する料金の月間累計額	割 引 額	5,000円(5,500円)以上 30,000円(33,000円)未	1の割引選択回線群に係るナビダイヤル通話（区域内通話
ナビダイヤル契約者課金通話に関する料金の月間累計額	割 引 額												
5,000円(5,500円)以上 30,000円(33,000円)未満の場合	1の割引選択回線群に係るナビダイヤル通話（区域内通話を除きます。）に関する料金の月間累計額に0.25を乗じて得た額												
30,000円(33,000円)以上 200,000円(220,000円)未満の場合	1の割引選択回線群に係るナビダイヤル通話（区域内通話を除きます。）に関する料金の月間累計額に0.28を乗じて得た額												
200,000円(220,000円)以上の場合	1の割引選択回線群に係るナビダイヤル通話（区域内通話を除きます。）に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額												
ナビダイヤル契約者課金通話に関する料金の月間累計額	割 引 額												
5,000円(5,500円)以上 30,000円(33,000円)未	1の割引選択回線群に係るナビダイヤル通話（区域内通話												

満の場合	を除きます。)に関する料金の月間累計額に0.324を乗じて得た額
30,000円(33,000円)以上200,000円(220,000円)未満の場合	1の割引選択回線群に係るナビダイヤル通話(区域内通話を除きます。)に関する料金の月間累計額に0.354を乗じて得た額
200,000円(220,000円)以上の場合	1の割引選択回線群に係るナビダイヤル通話(区域内通話を除きます。)に関する料金の月間累計額に0.374を乗じて得た額

イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金は、割引選択回線群を代表する利用回線又は当社のIP通信網サービス利用回線(以下この表において「割引選択代表回線」といいます。)の契約者若しくは当社が別に定めるところによりその契約者があらかじめ指定する利用回線又は当社のIP通信網サービス利用回線(その割引選択回線群を構成するものに限り、)の契約者に請求します。

(2) 承諾

ア この月極割引を選択する契約者は、1の割引選択回線群を指定して当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して申し出ていただきます。

イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当する場合に限り、これを承諾します。

(ア) その申出のあった利用回線又は当社のIP通信網サービス利用回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。

(イ) その申出のあった利用回線又は当社のIP通信網サービス利用回線が、割引選択代表回線に係る契約者と同一の者に係るものであるとき。(割引選択代表回線の契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。)

(ウ) (1)欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。

(エ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。

(オ) その申出のあった割引選択回線群が、利用回線により構成される回線群又は当社のIP通信網サービス利用回線により構成される回線群であるとき。

ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線又は当社のIP通信網サービス利用回線が、他のナビダイヤル通話の通話料金の月極割引又は他の回線群を単位とするナビダイヤル通話の通話料金の月極割引の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。

(3) 月極割引の適用

ア 割引選択回線群に係るナビダイヤル通話の通話料金の月間累計は、料金月単位で行います。

イ この月極割引の適用の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線につい

て、次のいずれかに該当する場合には、月極割引の適用を廃止します。

(ア) 地域指定特定番号着信機能の廃止があったとき。

(イ) 電話等利用権の譲渡があったとき。

(ウ) その利用回線又は当社のIP通信網サービス利用回線に係る電話番号若しくは契約者回線番号の変更があった場合であって、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。

(エ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。

(オ) (1)欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。

(カ) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。

(キ) その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。

エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から4欄までの規定に該当する場合は生じたときは、それぞれ2欄から4欄までの規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2から4以外により、 月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までのナビダイヤル通話の通話料金について、この月極割引を適用します。
2 地域指定特定番号着信機能の廃止があったとき (3に規定する場合を除きます。)	その廃止日までのナビダイヤル通話の通話料金について、この月極割引を適用します。
3 第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除若しくは当社のIP通信網サービス利用回線に係る契約の解除又は電話等利用権の譲渡があったとき。	その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までのナビダイヤル通話の通話料金について、この月極割引を適用します。
4 ウの(ウ)又は(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までのナビダイヤル通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

カ ウの(オ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、1利用回線、1IP通信網サービス利用回線当たりのナビダイヤル通話の通話料金を算出して、その利用回線、IP

電話等サービス契約約款【現改比較表】

～2023年12月31日

2024年1月1日～

	<p>通信網サービス利用回線の契約者に請求します。この場合の支払期日は、ウの(オ)に規定する支払期日とします。</p> <p>ただし、この月極割引の適用を受けた後にこの通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものに限ります。）の適用を受けていたときは、その月極割引の表の規定によります。</p> <p>(注) 割引選択回線群に係るナビダイヤル通話の通話料金に割引率を乗じて得た額に、1円未満の端数が生じた場合は、通則7の規定に関わらず、その端数を切り上げます。</p>
<p>(4) 1利用回線当たり、1IP通信網サービス利用回線、1契約者回線等当たりナビダイヤル通話の通話料金の計算</p>	<p>ア 当社は、(3)欄のオの規定又は料金返還その他の場合において1利用回線当たり又は1IP通信網サービス利用回線当たりのナビダイヤル通話の通話料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。</p> $\frac{\text{この月極割引適用前のその利用回線に係るナビダイヤル通話の通話料金}}{\text{この月極割引適用後の割引選択回線群に係るナビダイヤル通話の通話料金}} \times \text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係るナビダイヤル通話の通話料金}$ <p>イ アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群に係るナビダイヤル通話の通話料金からその割引選択回線群を構成するすべての利用回線についてアに規定する算式により算出した1利用回線当たり又は1IP通信網サービス利用回線当たりのナビダイヤル通話の通話料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係るナビダイヤル通話の通話料金に加算します。</p>

50～95 (以降略)
 第2表 工事に関する費用
 第1 工事費
 1 適用(略)

50～95 (以降略)
 第2表 工事に関する費用
 第1 工事費
 1 適用(略)

電話等サービス契約約款【現改比較表】

～2023年12月31日

2024年1月1日～

2 工事費の額

2-1 契約者指定番号発信サービスの利用開始、契約者指定番号発信サービス（第2種グループ発信サービスに限ります。）に係るグループ発信利用権の登録若しくは登録の削除、付加機能の利用開始若しくは利用変更、回線相互接続又はその他契約内容の変更に関する工事

区 分		単 位	工事費の額
(1) 基本工事費	ア 削除		削除
	イ 交換機等工事のみの場合	1の工事ごとに	1,000円 (1,100円)
(2) 交換機等工事費	ア～エ (略)		削除
オ 付加機能に関する工事	(ア)～(イ) 略		削除
	(ウ) 簡易着信課金機能に関する工事の場合	利用の開始工事のとき。	1簡易着信課金番号ごとに 1,000円 (1,100円)
		接続される地域指定着信課金機能に係る着信課金番号の変更又は利用する追加機能（接続先変更機能、共通番号機能、広域迂回接続機能、待ち合わせ接続機能、接続先案内機能、着信分配機能、着信課金番号通知機能、オリジナルガイダンス機能、高度振り分け機能、音声認識接続機能、接続先情報通知機能、 <u>エージェント管理機能</u> 、独自ガイダンス登録機能、独自ガイダンス作成機能及び迷惑電話お断り機能タイプ2に限ります。）の変更のとき。	1簡易着信課金番号ごとに 1,000円 (1,100円)
	(エ) 略		
(オ) 簡易特定番号着	利用の開始工事のとき。	1簡易特定着信番号ごとに 1,000円 (1,100円)	

2 工事費の額

2-1 契約者指定番号発信サービスの利用開始、契約者指定番号発信サービス（第2種グループ発信サービスに限ります。）に係るグループ発信利用権の登録若しくは登録の削除、付加機能の利用開始若しくは利用変更、回線相互接続又はその他契約内容の変更に関する工事

区 分		単 位	工事費の額
(1) 基本工事費	ア 削除		削除
	イ 交換機等工事のみの場合	1の工事ごとに	1,000円 (1,100円)
(2) 交換機等工事費	ア～エ (略)		削除
オ 付加機能に関する工事	(ア)～(イ) 略		削除
	(ウ) 簡易着信課金機能に関する工事の場合	利用の開始工事のとき。	1簡易着信課金番号ごとに 1,000円 (1,100円)
		接続される地域指定着信課金機能に係る着信課金番号の変更又は利用する追加機能（接続先変更機能、共通番号機能、広域迂回接続機能、待ち合わせ接続機能、接続先案内機能、着信分配機能、着信課金番号通知機能、オリジナルガイダンス機能、高度振り分け機能、音声認識接続機能、接続先情報通知機能、独自ガイダンス登録機能、独自ガイダンス作成機能及び迷惑電話お断り機能タイプ2に限ります。）の変更のとき。	1簡易着信課金番号ごとに 1,000円 (1,100円)
	(エ) 略		
(オ) 簡易特定番号着	利用の開始工事のとき。	1簡易特定着信番号ごとに 1,000円 (1,100円)	

電話等サービス契約約款【現改比較表】

～2023年12月31日

2024年1月1日～

信機能に関する工事の場合	接続される地域指定特定番号着信機能に係る特定着信番号の変更又は利用する追加機能（接続先変更機能、共通番号機能、広域迂回接続機能、接続先案内機能、着信分配機能、特定着信番号通知機能、 料金指定機能 、 迂回時差額負担機能 、 条件付着信課金機能 、オリジナルガイダンス機能、 全国一律課金機能 、物理番号着信拒否機能、高度振り分け機能、通話蓄積機能、 エージェント管理機能 、独自ガイダンス登録機能、独自ガイダンス作成機能及びトラヒックレポート作成機能に限ります。）の変更のとき。	1 簡易特定着信番号ごとに	1,000円 (1,100円)
以降(略)			

信機能に関する工事の場合	接続される地域指定特定番号着信機能に係る特定着信番号の変更又は利用する追加機能（接続先変更機能、共通番号機能、広域迂回接続機能、接続先案内機能、着信分配機能、特定着信番号通知機能、オリジナルガイダンス機能、物理番号着信拒否機能、高度振り分け機能、通話蓄積機能、独自ガイダンス登録機能、独自ガイダンス作成機能及びトラヒックレポート作成機能に限ります。）の変更のとき。	1 簡易特定着信番号ごとに	1,000円 (1,100円)
以降(略)			

附 則（平成13年4月27日経企第249号）
（実施期日）

- この改正規定は、平成13年5月25日から実施します。
[（ナビダイヤル通話の区域内通話に関する特例）](#)
- [固定端末系伝送路設備に係る他社通話に伴って行われる加入電話等設備へのナビダイヤル通話の区域内通話の料金額については、当分の間、次の秒数までごとに10円（11円）とします。](#)

昼間、夜間	深夜・早朝
210秒	280秒

- （工事費の適用に関する特例）
- 地域指定特定番号着信機能において、携帯・自動車電話設備から加入電話等設備へのナビダイヤル通話を着信できるようにする工事費については、この改正規定にかかわらず、平成13年7月31日までの間、適用しません。

- 附 則（平成13年6月27日経企第635号）
（実施期日）
- この改正規定は、平成13年7月1日から実施します。
（経過措置）

- この改正規定実施の際現に、改正前の規定により付加機能を利用している又は選択制による通話料金の月極割引の適用を受けている利用回線に係る料金に関する取扱いについては、当分の間、なお従前のとおりとします。
- この改正規定に基づき、当社が通話に関する料金を請求することとした利用回線について、当社がその料金を請求する事由がなくなった場合でも、当分の間、当社が請求するものとします。
- この改正規定にかかわらず、遠洋船舶通話取扱所の無線電話設備から行った通話に関する料金及びクレジット通話に関する料金であって当社が別に定める料金に関する取扱いについては、当分の間、なお従前のとおりとします。
- この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているグループセキュリティ機能に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

- [（その他）](#)
- [経企第249号（平成13年4月26日）の附則第3条（ナビダイヤル通話の区域内通話に関する特例）中、「固定端末系伝送路設備」を「他社直加入電話等設備又は固定端末系伝送路設備」に改めます。](#)

- 附 則（平成17年12月13日コボM500255号）
（実施期日）
- この改正規定は、平成17年12月15日から実施します。

附 則（平成13年4月27日経企第249号）
（実施期日）

- この改正規定は、平成13年5月25日から実施します。
- [削除](#)

- （工事費の適用に関する特例）
- 地域指定特定番号着信機能において、携帯・自動車電話設備から加入電話等設備へのナビダイヤル通話を着信できるようにする工事費については、この改正規定にかかわらず、平成13年7月31日までの間、適用しません。

- 附 則（平成13年6月27日経企第635号）
（実施期日）
- この改正規定は、平成13年7月1日から実施します。
（経過措置）

- この改正規定実施の際現に、改正前の規定により付加機能を利用している又は選択制による通話料金の月極割引の適用を受けている利用回線に係る料金に関する取扱いについては、当分の間、なお従前のとおりとします。
- この改正規定に基づき、当社が通話に関する料金を請求することとした利用回線について、当社がその料金を請求する事由がなくなった場合でも、当分の間、当社が請求するものとします。
- この改正規定にかかわらず、遠洋船舶通話取扱所の無線電話設備から行った通話に関する料金及びクレジット通話に関する料金であって当社が別に定める料金に関する取扱いについては、当分の間、なお従前のとおりとします。
- この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているグループセキュリティ機能に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

- [削除](#)

- 附 則（平成17年12月13日コボM500255号）
（実施期日）
- この改正規定は、平成17年12月15日から実施します。

電話等サービス契約約款【現改比較表】

～2023年12月31日

2024年1月1日～

2 ただし、この改正規定中、料金第1表（料金）の2（通話に関する料金）の2-1-1の(1)のアの(ア)の②に規定するIP電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第9条第1号に定める電気通信番号を利用するものに限り、）からのナビダイヤル通話の区域内通話の料金額については、当分の間、次の秒数までごとに10円（11円）とします。

昼間、夜間	深夜・早朝
210秒	280秒

3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお、従前のとおりとします。

2 削除

3（略）

4（略）

附 則（令和5年11月24日 CAS1サ第000400002519-01-01号）
（実施期日）

1 この改正規定は、令和6年1月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

（その他）

4 次に掲げる附則を令和6年1月1日をもって削除します。

(1) 経企第249号（平成13年4月27日）の附則2

(2) 経企第635号（平成13年6月27日）の附則6

(3) コボM500255号（平成17年12月13日）の附則2